## 利益相反管理方針

当行および当行のグループ会社(以下、グループ会社といいます)とお客様の間ならびに当行およびグループ会社のお客様相互間における「利益相反のおそれのある取引(以下、対象取引といいます)」について、お客様の利益が不当に害されることのないよう適正に業務を遂行するため、法令等に従い、「利益相反管理方針」を公表いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引と特定方法

対象取引とは、当行およびグループ会社の業務により、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。金融取引において、利益相反は日常時に生じるものですが、当行では、対象取引として、以下に当たるものを管理いたします。

- (1) お客様の不利益のもと、当行およびグループ会社または他のお客様が利益を得ている 状況が存在すること。
- (2)上記の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に違反すること。

なお、お客様との取引が、対象取引に当たるかどうかについては、お客様から得た情報に基づき、営業部門から独立している利益相反管理統括部署において、別途定める方法により特定を 行います。

## 2. 利益相反取引の類型

対象取引については、個別的な事情に応じ、それに当たるかどうかが決まるものですが、当行では、以下に定める取引を対象取引といたします。

- (1) 当行およびグループ会社が、契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
- (2) 当行およびグループ会社が、契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
- (3) 当行およびグループ会社が、契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当 に利用して行う取引
- (4) その他お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

## 3. 利益相反管理体制

当行は、適正な利益相反管理のため、行内に利益相反管理統括部署を設置し、グループ会社全体の情報を集約するとともに、それぞれの業務の所管部署を利益相反管理部署とし、これらの部署と利益相反管理統括部署との協議により対象取引を特定し、以下に掲げる方法その他の方法を適宜選択、組合せることにより、取引の管理を行います。

- (1) 適切な情報遮断措置を講じ、情報共有先を制限する。
- (2)該当取引について、取引条件または取引方法を変更する。もしくは一方の取引を中止する。
- (3) 利益相反の事実および、それにより、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることを開示し、お客様の了承を求める。

なお、これらを適切に遂行するため、行内研修、教育等を随時実施し、周知徹底を図ります。

- 4. 利益相反管理の対象となるのは、株式会社福邦銀行および以下のグループ会社となります。
  - 株式会社福井銀行
  - ・福邦カード株式会社
  - ・株式会社福井キャピタル&コンサルティング
  - ・株式会社福井カード
  - ・株式会社ふくいキャピタルパートナーズ
- 5. 本件に関するお問合せ

リスク統括室 TEL: 0776-25-5118